

病院局公印規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局公印規程を廃止する管理規程

病院局公印規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日の前日において廃止前の病院局公印規程第一条に規定する公印の管理者であった者は、この管理規程の施行により不要となった公印を速やかに地方独立行政法人宮城県立病院機構が行うこととなる事務を分掌する課の長に引き継がなければならない。この場合における公印の保存期間については、なお従前の例による。

○宮城県病院局管理規程第四号
病院局情報公開条例管理規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局情報公開条例管理規程を廃止する管理規程

病院局情報公開条例管理条例（平成十二年宮城県病院局管理規程第四号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第五号
病院局個人情報保護条例管理条例（平成十二年宮城県病院局管理規程第五号）を廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局個人情報保護条例管理条例を廃止する管理規程

病院局個人情報保護条例管理条例（平成十二年宮城県病院局管理規程第五号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理条例第六号
病院局管理条例（平成十二年宮城県病院局管理条例第六号）を廃止する。

病院局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程を廃止する管理規程

病院局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成十二年宮城県病院局管理条例第六号）は、廃止する。

附 則

（この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理条例第七号
病院事業管理者の職務を行う職員を指定する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院事業管理者の職務を行う職員を指定する規程を廃止する管理規程

病院事業管理者の職務を行う職員を指定する規程（平成十二年宮城県病院局管理条例第七号）は、廃止する。

附 則

（この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理条例第八号
病院職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

病院職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程（平成十二年宮城県病院局管理条例第八号）は、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程を廃止する管理規程

病院職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程（平成十二年宮城県病院局管理条例第八号）は、廃止する。

附 則

（この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理条例第九号
病院職員の育児休業等に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

富 城 県 公 報

病院局職員の育児休業等に関する規程を廃止する管理規程

病院局職員の育児休業等に関する規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第九号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十号

病院局職員の修学部分休業に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員の修学部分休業に関する規程を廃止する管理規程

病院局職員の修学部分休業に関する規程(平成十七年宮城県病院局管理規程第七号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十一号

病院局職員の高齢者部分休業に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員の高齢者部分休業に関する規程を廃止する管理規程

病院局職員の高齢者部分休業に関する規程(平成十七年宮城県病院局管理規程第八号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十一号

病院局職員の自己啓発等休業に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員の自己啓発等休業に関する規程

病院局職員の自己啓発等休業に関する規程(平成二十年宮城県病院局管理規程第四号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十二号

病院局職員研修規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員研修規程を廃止する管理規程

病院局職員研修規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十四号

病院局職員分限懲戒審査会規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員分限懲戒審査会規程を廃止する管理規程

病院局職員分限懲戒審査会規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十一号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十五号

病院局職員給与規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員給与規程を廃止する管理規程

病院局職員給与規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十一号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十六号

病院局職員旅費規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員旅費規程を廃止する管理規程

病院局職員旅費規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十三号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十二号

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十七号

病院局職員被服等貸与規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

病院局職員被服等貸与規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十五号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十八号

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十九号

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程（平成二十一年宮城県病院局管理規程第七号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第二十号

病院局診療規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局診療規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第二十一号

病院局診療規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局財務規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十七号）は、廃止する。

病院局財務規程を廃止する管理規程

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第二十二号

病院局工事施行規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十八号）は、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局工事施行規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第二十三号

病院局宿日直規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十九号）は、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局宿日直規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第二十四号

病院局行政活動の評価に関する条例管理規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局行政活動の評価に関する条例管理規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第二十五号

病院局行政活動の評価に関する条例管理規程（平成十四年宮城県病院局管理規程第十一号）は、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局行政活動の評価に関する条例管理規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第二十六号

病院局情報セキュリティに関する規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局情報セキュリティに関する規程を廃止する管理規程

○宮城県病院局管理規程第二十七号

病院局職員被服等貸与規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員被服等貸与規程

は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十八号

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程（平成二十一年宮城県病院局管理規程第七号）は、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第十九号

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程（平成二十一年宮城県病院局管理規程第七号）は、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員と事業者等との間における行為に関する規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第二十号

病院局診療規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局診療規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

○宮城県病院局管理規程第二十一号

病院局診療規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局診療規程を廃止する管理規程

は、廃止する。

病院局情報セキュリティに関する規程を廃止する管理規程

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附
則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第二十五号

病院局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程を廃止する管理規程を次のよう
に定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県病院事業管理者
木村時久

病院局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程を廃止する管理規程
病院局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程（平成十七年宮城県病院局管理規程第十一号）は、廃止する。

この管理規程は、平成十三年四月一日から施行する。

○宮坂県病院局告示第一号

平成十二年宮城県病院局告示

関の指定について)は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

○宮城県病院局告示第一二号

平成十七年宮城県病院局告示第一号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十日

○宮城県病院局告示第三号

卷之三

宮城県病院事業管理者
木村時久
限り、廃止する。

印 職 務 代 理 者 事 業 管 理 者 宮 城 県 病 院	印 事 業 管 理 者 宮 城 県 病 院	印 事 業 管 理 者 宮 城 県 病 院	印 事 業 管 理 者 宮 城 県 病 院
代 理 者 職 務 事 業 印 用	管 理 者 印 事 業 印 用	管 理 者 印 事 業 印 用	管 理 者 印 事 業 印 用
文 書 一 般 縱 書 用	文 書 一 般 橫 書 用	文 書 一 般 縱 書 用	文 書 一 般 縱 書 用
			
平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月三十一日

印 事業管理者 職務代理者 印 宮城県病院	員印 宮城県病院 局企業出納	員印 宮城県立循環器病センター	員之印 一企業出納 神医療センターエンタープライズ	納員印 宮城県立精神医療センター
代理者職務印 病院事業	企業出納員印	企業出納員印	企業出納員印	企業出納員印
一般横書用	本局用	本局用	本局用	県立病院用
平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日

印 事業出納員印 宮城県立がんセンター企 業出納員印 印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	員之印 一現金取扱 神医療センタ ー現金取扱 宮城県立精 神医療センタ ー現金取扱 印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	員之印 一現金取扱 神医療センタ ー現金取扱 宮城県立精 神医療センタ ー現金取扱 印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印 印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印 印 現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印
企業出納員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印	現金取扱員印 宮城県立がんセンターエンターブラ ンク印
県立病院用	県立病院用	県立病院用	県立病院用	県立病院用
平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年三月三十一日

総 長 之 印 ん セン タ ー	印 タ ー 院 長 之 印 が 宮 城 県 立 が	印 タ ー 院 長 之 印 精 神 医 療 セ ン タ ー	印 タ ー 院 長 之 印 循 環 器 病 セ ン タ ー
の 長 立 病 印 院	の 長 立 病 印 院	の 長 立 病 印 院	の 長 立 病 印 院
一 般 文 書 用	一 般 文 書 用	一 般 文 書 用	一 般 文 書 用
			
平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月三十一日